

# 草津栗東 交対協だより 第35号

2009年8月1日

発行：草津栗東地区交通対策協議会 草津市事務局 56 1-2343 栗東市事務局 55 1-0291

## 平成二十一年度の交通安全運動 重点推進事項が決定しました

本年度の草津栗東地区交通対策協議会の総会を本年五月二十二日に予定しておりましたが、新型インフルエンザ対策の為延期となり、このたび会員の皆様による書面議決を以て、次のとおり本年度の交通安全運動重点推進事項を決定いたしました。この重点推進事項に基づいて各種交通安全施策を実施しますのでご協力をよろしく願います。

### 運動の重点推進事項

1. 子どもと高齢者の交通事故防止
2. 飲酒運転等悪質・危険運転の根絶
3. 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4. 夕暮れ時・夜間における交通事故防止
5. 自転車・二輪車事故の防止
6. 各市独自重点対策の推進
  - ・草津市『スピード自肃場(宿場)運動』
  - ・栗東市『くり(栗)ピカ運動』
7. 迷惑駐車・駅前放置自転車防止

## 第二十二期 交通安全高齢者師範学校を開校しました

六月四日、高齢者の交通安全についての意識向上を図るとともに交通安全リーダーを養成し、家庭や地域での交通安全意識の浸透に重要な役を担っていた、たくことを目的とした交通安全高齢者師範学校を開校しました。

開校式では学校長や副学校長から激励の言葉を受け、受講生約八十名が「誓いのことば」を唱和し交通安全



全意識の高揚を図るとともに、県警のふれあいチームから交通事故防止にかかる講話を受講しました。

受講生の皆様には、十一月までに五回の研修を受講していただき、さまざまな角度から交通安全について学習していただきます。



# 交通安全高齢者師範学校 7月校を開校しました

七月九日、湖南広域行政組合西消防署において、「交通事故時の応急処置」と題して、受

講生の皆さんに救命救急法の基礎を学習していただきました。

講習内容は、家庭でできる応急処置として止血、骨折時、火傷の処置を受講し、またAEDを使用した心肺蘇生法を指導いただきました。

受講生からは、「すぐに役立つ応急処置を勉強出来てよかった。」「AEDを活用できる場面は交通事故現場に限らないので、勉強したことを忘れず必要な時は有効に活用したいと思います。」等の感想が寄せられました。



# 草津市に交通指導の 「わかばチーム」が 発足しました

本年四月、草津市に交通政策課が設置され、同課内に交通指導を専門に受け持つ「わかばチーム」が発足しました。

わかばチームは交通指導員三名体制で、草津市内の保育園(所)、幼稚園、小・中学校、高齢者団体等から要請を受け、腹話術人形や



模擬信号機などを活用した交通安全教室を実施しています。

教室の参加者は、腹話術人形のお話など楽しみながら交通ルールを学習し、模擬信号機が設置された横断歩道を実際に渡るなど、体験しながら正しい交通ルールを身につけていただいています。

## ★わかばチームの派遣について

わかばチームは、平日の午前10時から午後3時までの間において交通安全指導を実施します。

詳細については、草津市交通政策課内わかばチーム(電話561-2343)までお電話ください。

# 合 同 訓 練

～栗東市幼児交通安全カンガルークラブ連絡協議会～

会員相互の親睦を図り、親と子が一丸となって正しい交通ルールを身に付けるため、毎年合同訓練を実施しています。日頃は、各地域でクラブごとに活動していますが、一同に集まり開催するものです。

今回は、「ぼけっと」さんによる拡大紙芝居です。手作りのぬいぐるみや、しゃぼん玉も飛び出す紙芝居で、楽しくわかりやすいお



話でした。

また、オカ

リナの演奏による歌で、みんな楽しく交通ルールを学ぶことができました。

カンガルークラブは、親が指導者となって、日々交通事故にあわないことを願い、子供達を守っています。

(6月13日 栗東市中央公民館)



# 交 通 教 室

～栗東交通安全パトロール隊～

高齢者のみなさんに、交通安全寸劇「アッ あぶない！」で交通安全について学べる交通教室を実施しています。

寸劇のほか、交通安全についての講話や反射材着用の体験など、笑って楽しく、また、わかりやすく交通安全について呼びかけ、高齢者の交通事故防止を願っています。

(6月19日 霊仙寺公民館)

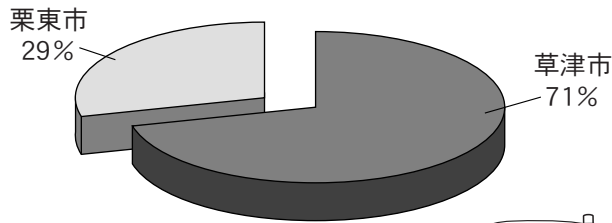


# 上半期人身事故発生状況のまとめ

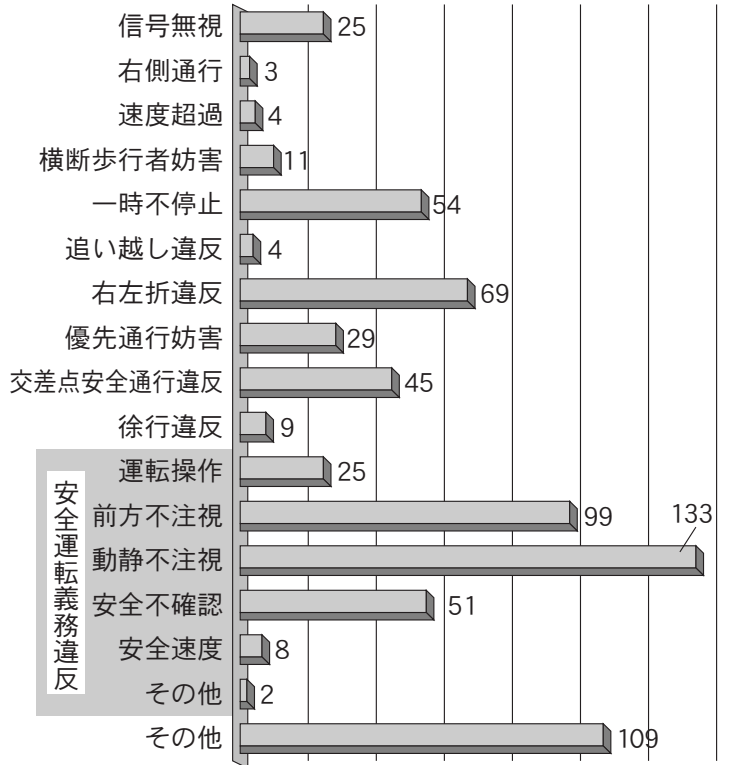
H21年6月末

## ●草津警察署管内での発生状況

	草津警察署管内	草津市	栗東市
<b>件数</b>	680	485	195
前年対比	-30	2	-32
<b>死者</b>	1	1	0
前年対比	-1	-1	0
<b>傷者</b>	880	645	235
前年対比	24	66	-42



## ●どんな原因で？



# 飲酒運転など悪質・危険な違反の点数が大幅アップし、前歴や累積点なしでも一発取消しに！

### 飲酒運転がらみの違反点数、6～12点もアップ

	改正前	改正後
酒酔い運転	25点	35点 (取消し)
酒気帯び(0.25mg以上)運転	13点	25点 <b>一発取消し</b>
酒気帯び(0.25mg未満)運転	6点	13点

### 酒気帯び(0.25mg未満) + 速度超過の場合

	改正前	改正後
50km/h以上	13点	19点 <b>一発取消し</b>
30km/h以上50km/h未満	9点	16点 <b>一発取消し</b>
25km/h以上30km/h未満	8点	15点 <b>一発取消し</b>
25km/h未満	7点	14点

## 免許取消し後の欠格期間が大幅に延長され、最長10年間、免許を受けることが不可能に

酒酔い運転で死亡事故を起こし、逃走(ひき逃げ)すれば、欠格期間は最長の10年

酒酔い運転 35点

もっぱら運転者の不注意による死亡事故の点数 20点

救護義務違反(ひき逃げ)の点数 35点

合計 90点  
欠格期間 10年

ひき逃げをしなくても、酒酔い運転で事故を起こせば…

酒酔い運転 35点

死亡事故	20点 = 55点	欠格期間 7年
全治3月以上の負傷事故	13点 = 48点	欠格期間 5年
全治30日以上3月未満の負傷事故	9点 = 44点	欠格期間 4年
全治15日以上30日未満の負傷事故	6点 = 41点	欠格期間 4年
全治15日未満の負傷事故	3点 = 38点	欠格期間 3年

交通事故から身を守るための体験学習です！ **参加者募集中**

# なるほど・ソーカ教室開催のお知らせ



場 所	日 時	申 込 先
①近江八幡自動車教習所	9月24日(木)午前9時から	近江八幡市鷹飼町北1-12-7 TEL0748-33-3639
②彦根自動車教習所	9月25日(金)午前9時から	彦根市岡町180 TEL0749-22-4654
③湖西自動車教習所	9月25日(金)午後1時30分から	高島市新旭町安井川1379-1 TEL0740-25-4728
④アヤハ水口自動車教習所	10月1日(木)午前9時30分から	甲賀市水口町水口1593-1 TEL0748-62-7121
⑤アヤハ自動車教習所	10月8日(木)午後1時30分から	栗東市小柿8-1-9 TEL077-552-3081
⑥滋賀県自動車教習所	10月17日(土)午後1時30分から	大津市栗林町1-1 TEL077-545-4360

- 【講習内容】
- 実地体験を含めた3時間の高齢者交通安全学習会
  - 歩行に際しての基本ルール・自転車の特性や安全な乗り方
  - 加齢による身体特性と行動の実技講習
  - 講話・交通事故防止ビデオによる学習など

**問い合わせ先**  
 滋賀県土木交通部交通政策課  
 電話：077-528-3682

\*各教室とも定員50人です。個人でもグループでも参加できます。  
 \*参加申し込みは各教習所で直接受け付けます。

## 滋賀県交通安全無事故運動

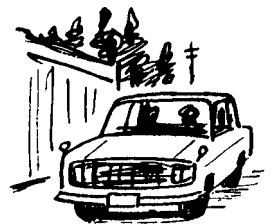
- 目 的：県内の事業所や地域、市や町が総ぐるみで交通安全意識を高めることにより交通事故を減らす運動を実施します。
- 運動実施期間：平成21年9月1日(火)から10月31日(土)まで
- 受 付 期 間：平成21年8月17日(月)から28日(金)まで
- 申 込 先：住所地の市町交通安全担当課
- そ の 他：下記の部門別に受け付けます。

**参加受付！**  
 8月17日から28日まで

申込用紙は滋賀県交通政策課のホームページに掲載しています。  
<http://www.pref.shiga.jp/c/kotsu-s/mujiko.html>

- 問 い 合 わ せ：滋賀県交通安全無事故運動実行委員会  
 (事務局) 滋賀県土木交通部交通政策課

TEL 077-528-3682 FAX 077-528-4837



### ドライバー部門

- 参加対象 ●
- ・ 事業用自動車を使用する事業所
- ・ 自家用自動車(事業所等が業務用として使用している自動車)を5台以上、または乗車定員11人以上の自動車を使用している事業所
- 表彰等 ●
- ・ 期間中無事故の事業所に、「無事故の証」プレート交付
- ・ 一定年数無事故運動に参加し、無事故継続の事業所を表彰

### シルバー部門

- 参加対象 ●
- ・ 各市町にお住まいの65歳以上のすべての高齢者(自治会・老人クラブ・その他同好会等)
- 活動内容 ●
- ・ 市町主催交通安全行事、各種交通安全教室、交通安全スローガン応募、交通安全推進大会、なるほど・ソーカ教室等への参加
- ・ 座談会による活動、実技体験、街頭啓発活動への参加等
- その他 ●
- ・ 参加団体に対し、記念品贈呈

### 会員の皆様に平成20年度の収入・支出の決算を御報告申し上げます。(単位：円)

#### 収入の部

科目	金額
会費収入	20,240,333
補助金等収入	5,200,190
寄付金収入	0
雑収入	676,703
繰越金	1,914,680
計	28,031,906

#### 支出の部

科目	金額
交通安全活動費	25,733,811
総会理事会費	352,174
管理費	780,579
基金調整積立金	0
計	26,866,564

繰越金	1,165,342
-----	-----------

去る六月十日、平成二十一年度草津栗東交通安全協会の通常総会を草津商工会議所コミュニティホールで開催し、前年度の事業・決算報告や本年度の事業計画・予算(案)が審議され承認されました。

## 草津・栗東交通安全協会 通常総会を開催

### 交通安全協会の活動は、皆様の会費や賛助金で支えられています。

#### 会費の使途

#### あなたの会費・賛助金は

#### 私達の活動

- 高年齢者の事故防止経費  
夜光反射タスキ、反射材展示パネル、ビデオ映画等高年齢者の命を守る啓発品の購入
- 子供の事故防止経費  
塗り絵やボールペン、風船、啓発チラシ、着ぐるみ人形、子供免許証等の購入
- 歩行者や自転車対策経費  
啓発ビラ、登り旗、看板、自転車用反射材、LEDライト等の購入



### 交通事故防止の使者です。

皆様の貴重な会費等を資金として、私達「草津・栗東交通安全協会」のボランティア団体は、年間を通して数多くの交通安全の啓蒙・啓発活動を実施して、地域の子供達や高齢者等の交通事故防止活動に取り組んでいます。  
自転車利用者やドライバーにも昼・夜となく事故防止を呼びかけています。

### 交通安全協会の会費納入に御協力をお願いします。

運転免許の申請や更新時に会費の納入をお願いしています。この貴重な会費を財源に、草津・栗東交通安全協会は各種の交通安全運動や啓発に取り組んでいます。



# 会社・事業所の交通安全を支える 「草津・栗東安全運転管理者協会」

草津・栗東安全運転管理者協会は、道路交通法の規定により選任された各会社事業所の「安全運転管理者」で組織された団体です。

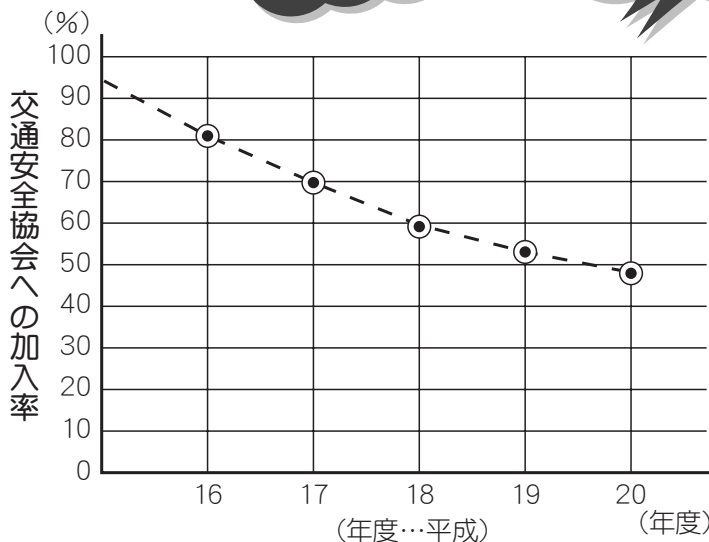
一年間の主な交通安全行事は

- 春・秋の全国交通安全運動啓発
- 事業所一斉のぼり旗掲出
- ヤングドライバー・セーフティスクール
- 学区（地区）別研修会（年7回）
- 無事故無違反一〇〇日運動



- 事業主研修会
  - 交通安全事業所ラリー
  - ベテラントライバー運転技能再チェックスクール
  - 安全運転管理者4日間研修
  - 優良管理者（事業所）表彰
- など、数多くの交通安全活動を会社や事業所を通して取り組んでいます。交通事故防止は「職場・地域・家庭」から!!

## なんだ!! このグラフは…?



このグラフは、自動車運転免許証を取得したときや、更新手続きをした時に、交通安全協会費（1年間300円）を納付して頂いた会員数の5年間の推移のグラフです。

この5年間で草津・栗東市の免許人口は大きく増加しているのに、会員数は激減しています。近年では、会費収入の激減と活動予算の減少で、各種の交通安全活動や啓発行事等の運営が苦しくなっています。

市民の皆さん、交通安全協会加入と会費納入に御協力をお願い申し上げます。

# 優良運転者の地区表彰を実施します。

草津・栗東交通安全協会と草津警察署では、十一月十二日(木)に草津市立草津アミカホールで開催する草津・栗東地区交通安全推進大会において当協会の会員を対象に優良運転者の表彰をいたします。

表彰の基準に該当する方は、次の要領により八月三十一日(月)までに申告して下さい。

### 1 申告できる人

- (1) 現に草津市・栗東市内に住居を有し、草津・栗東交通安全協会の会員であること。
- (2) 現に運転免許を有し、常に自動車(原付を含む)の運転に従事していること。
- (3) ペーパードライバーの方は、申告できません。
- (4) 申告時に会員証を提示して下さい。

### 2 表彰の基準

- (1) 常に交通法令をよく守って安全運転に心がけ、5年以上の自動車(原付を含む)の運転経験を有している人で過去5年・10年・15年以上交通事故を起こしたことがなく、かつ同期間内に交通法令違反により、罰金・反則金又は行政処分(免許停止)を受けたことがない人としてします。

- (2) 過去に表彰歴がなく、又申告する機会を逸した方でも、無事故・無違反の人は10年・15年の、とびこえ表彰も可能です。
- (3) 過去に優良運転者として県の表彰及び警察署長・交通安全協会長の連名表彰を受けた人は除きます。

### 3 申告の際の注意事項

- (1) 自動車安全運転センター滋賀県事務所で「無事故無違反証明書」の発行を受けて、下記「優良運転者表彰申込書」にその証明書を添えて申告して下さい。
- (2) この証明書を添付していない申告は無効となります。
- (3) 申告用紙の該当欄は、すべて正しく確実に記入して下さい。

### 4 会員特典

この表彰は交通安全協会の会費を納めて頂いた会員の皆様を対象とした表彰です。御了解をお願いいたします。

### 5 申込書の提出先

草津・栗東交通安全協会事務局(草津警察署内)に提出して下さい。

### ■安全協会事務局

5 6 4 - 6 6 3 6

### ■草津警察署

5 6 3 - 0 1 1 0

(内 4 1 9)

キ リ ト リ 線

草津・栗東交通安全協会長 宛

平成 年 月 日

## 優良運転者表彰申込書

住所 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_ 印

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 T・S \_\_\_\_\_ 年 月 日

自宅 \_\_\_\_\_ 番

連絡先 携帯 \_\_\_\_\_ 番

1. 表彰区分 (申請区分に○印をつけて下さい。四輪か、二輪の片方にして下さい。)

四輪車の部	二輪車 (原付含)の部
・15年以上	・15年以上
・10年以上	・10年以上
・5年以上	

(氏名は表彰状や受賞者名簿の作成上、略字は使わないで下さい。式典当日はお名前を読み上げますので氏名はふりがなをつけて下さい。)

2. 過去の表彰歴 (交通関係の表彰歴を簡記して下さい。例 ◎5年間優良運転者地区表彰)

年 月 日	表彰
年 月 日	表彰
年 月 日	表彰
年 月 日	表彰
年 月 日	表彰

3. 運転免許の写し

交付 平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日 のまで有効

免許の条件 優 良 公安委員会

免許証番号 第 \_\_\_\_\_ 号

免許年月日	第1種免許	二・小原付	昭和 平成	年 月 日	免許種類	大	中	普	大	普	小	原	大	中	普	大	けん引
	その他	昭和 平成	年 月 日	型		通	特	二	特	付	引	二	二	二	二	二	二
第2種免許	昭和 平成	年 月 日															

※かならず、自動車安全運転センター滋賀県事務所発行の「無事故・無違反証明書」(10番に○を付する)を添付して下さい。(無事故・無違反証明書の申請用紙は警察署・交番・駐在所にあります。)センターへ申告してから手元に届くまで8日以上かかりますから、早目に証明書の申請をして下さい。